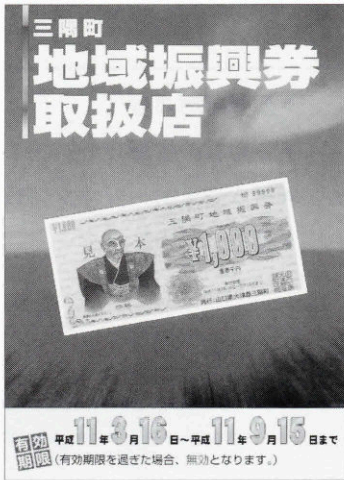


目で見える

三隅町地域振興券



取扱店ポスター



取扱店ステッカー

地域振興券は上記のポスター・ステッカーが掲示されているお店で使用できます。

お買物は、このステッカーのあるお店で！

取扱店

一次募集
2月5日～26日
以降随時、9月14日まで



3月上旬



3月16日～9月15日



3月16日～12月15日



※その場で即、換金します

取扱店登録及び換金手続きの流れ

交付対象者

福祉年金受給者・15歳以下の
65歳以上の非課税者等 子供のいる世帯主
(2～4号該当) (1号該当)

3月10日～15日



該当すれば

3月16日～9月14日



3月16日～9月14日

3月16日～9月15日

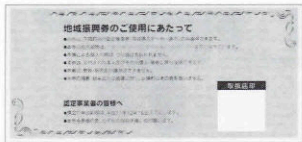


3月16日～9月15日



地域振興券交付申請の流れ

（裏面）



取扱店欄は、事業者が使用する欄です。この欄に捺印・サイン等がされているものは使用済みとみなされますので注意して下さい。

（表面）

三隅町地域振興券（見本）



使用上の注意

- つり銭は支払われません。
- 換金性のある商品券等の購入はできません。又、公共料金の支払いにも使えません。
- 紛失、盗難による再交付はありません。

問い合わせ

交付対象者に関すること

取扱店に関すること

☎ 43-0221（総務課）

☎ 43-0211（住民課）

☎ 43-0080（産業課）